

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

当社医薬事業においては、「国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築」、「オリジナル新薬の開発を通じての存在感の確保」を目指し、研究開発に取り組んでいます。

研究開発型製薬企業の使命は、新薬の継続的な研究開発と安定的な供給を通して世界の医療と人々に貢献し、「患者中心の医療の実現」に寄与することです。この使命を果たすために、当社を含む製薬企業は、大学や医療機関等の学術研究機関と連携し、多様な活動を行っており、その連携は不可欠なものとなっています。

これらの連携活動の中には、対価としての金銭の支払いが発生する活動もあります。製薬企業は、薬事法をはじめとする法規制は当然のことながら、業界団体である日本製薬工業協会（以下、製薬協）の定める業界自主基準や関係諸規範及びその精神に基づき、医療機関等との関係の透明性の確保に努めていますが、連携活動が盛んになればなるほど、医療機関等に何らかの影響を及ぼしているのではという懸念を国民・患者さんが持つ可能性を否定しきれません。

そこで製薬協は、製薬産業が医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること及び、企業活動が高い倫理性を担保したうえで行われていることについて広く理解を得ることを目的として、前述の業界自主基準等に加え「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」を策定しています。当社も、当該ガイドラインに基づき本指針を策定し、医薬事業における医療機関等との関係についての情報を次のとおり公開いたします。

当社医薬事業は、本指針に基づき医療機関等との関係の透明性を確保するとともに、日々の事業活動を通じて社会的使命を果たしてまいります。

①公開方法・時期

前年度分の資金提供について決算終了後に自社ウェブサイト等を通じ公開します。
2012年度分を2013年度から公表し、以降、毎年前年度分実績を当該年度の決算終了後の適切な時期に公開する予定です。

②公開対象

A.研究費開発費等

研究費開発費等には、GCP省令などの公的規制の下で実施されている臨床試験や、新薬開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPSP省令、GVP省令などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれる。

(公開項目例)

- ・共同研究費：年間の総額
- ・製造販売後臨床試験費：年間の総額
- ・委託研究費：年間の総額
- ・副作用・感染症症例報告費：年間の総額
- ・臨床試験費：年間の総額
- ・製造販売後調査費：年間の総額

B.学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費。

(公開項目例)

- ・奨学寄附金：〇〇大学〇〇教室：〇〇件〇〇円
- ・一般寄附金：〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円
- ・学会寄附金：第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円
- ・学会共催費：第〇回〇〇学会 〇〇セミナー：〇〇円

C.原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報等を提供するための講演や、原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等。

(公開項目例)

- ・講師謝金：〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
- ・原稿執筆料・監修料：〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
- ・コンサルティング等業務委託費：
〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

D.情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品の科学的な情報提供に必要な講演会、説明会等の費用。

(公開項目例)

- ・講演会費：年間の件数・総額
- ・説明会費：年間の件数・総額
- ・医学・薬学関連文献等提供費：年間の総額

E.その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

(公開項目例)

- ・接遇等費用：年間の総額

以上